

# 宮津市建築物耐震改修促進計画(平成28~37年度)の概要

## 社会的背景

南海トラフ地震の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視される

建築物の耐震化を加速させるためには、これまで以上の施策の推進が喫緊の課題

平成25年 耐震改修促進法改正

耐震化の促進のための規制強化／耐震化の円滑な促進のための措置／支援措置の拡充 等

## 策定方針

市民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、直下型地震による甚大な被害を低減させる

## 計画の概要

### 耐震化の現状と目標

#### 住宅

##### 現状

(平成27年度)

耐震性を満たす住宅 51.9%  
(平成27年度目標の耐震化率90%)

##### 目標

(目標年次:平成37年度)

- ① 耐震性を満たす住宅 95%
- ② 減災化住宅(住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅(①を含む)) 97%

#### 公共建築物等

- ・施設の用途や立地条件などを踏まえ、緊急性の高い施設から計画的に耐震化の促進を図る
- ・特に防災上重要な施設としての役割を果たす建築物等について優先的に耐震化を図る

#### 多数の者が利用する建築物

緊急輸送道路沿いの建物や、病院等、地震発生直後から機能維持が求められる施設について、効率的・効果的な施策展開を図るとともに、優先順位を高く位置づけ、耐震化の促進を図る

### 耐震化のための施策

- 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組
  - ・環境整備や負担軽減の仕組みづくり
  - ・耐震化の啓発や知識の普及等必要な施策を講じる
- 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
  - ・耐震診断、耐震改修の必要性や重要性の普及啓発
  - ・国、京都府の補助制度を活用した助成制度の継続及び創設(耐震シェルター設置補助)
  - ・所得税、固定資産税などの特例措置等の周知に努める
- 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備の取組
  - ・市民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士の紹介を継続
  - ・耐震診断及び耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行う等、環境整備に努める
- 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組
  - ・ハザードマップの活用
  - ・相談体制の充実・普及啓発活動の開催
  - ・自治会等との連携
- その他耐震化の促進に関し必要な事項
  - ・京都府建築物耐震改修促進計画との整合性への配慮・京都府との連携

## 施策の効果

耐震化の促進

市民の安心・安全の向上